# CRM オプション利用約款

#### 第1条(本約款の目的)

本約款は、バリューコマース株式会社(以下「当社」といいます)又は販売委託先が提供する商品名「VERTEC-X (CRM オプション)」(以下「本サービス」といいます)を利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。

#### 第2条(本サービスの利用契約と内容)

- 1. 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の申込方法により、本サービスの利用登録の申込みをするものとします。
- 2. 第1項の申込みを受けて当社が本サービスの利用登録をした時に、申込者と当社の間で本サービスの利用契約が成立するものとします。
- 3. 本サービスを利用することで、申込者はメールその他所定のメッセージアプリによりキャンペーン、クーポン及びギフト等を配信可能となります。
- 4. 次の各号に掲げる者は、本サービスの利用登録をすることができません。
- (1) 過去に本約款又は本サービスの利用契約に違反したこと又は解除されたことがある者
- (2) 暴力団,暴力団員,暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者,暴力団準構成員,暴力団関係企業,総会屋,社会運動等標ぼうゴロ,特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます)
- (3) 次の関係を有する者
- ア 反社会的勢力がその経営を支配していると認められる関係
- イ 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係
- ウ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的,又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
- エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、 運営に協力し、又は関与している関係
- オ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- (4) 前各号のほか当社が不適当と認める者
- 5. 当社が第1項の申込みの審査をするために必要な資料の提供を申込者に求めたときは、 申込者はこれに応じるものとします。
- 6. 当社の裁量により本サービスの利用申込みを拒否する場合があります。

## 第3条 (届出内容の変更)

1. 前条第1項に規定する申込書に本サービスの申し込みを許諾された申込者(以下「契約者」といいます)が記載した事項その他の契約者が当社に届け出た事項に変更が生じたときは、契約者は、速やかに当社所定の方法により変更内容を届け出るものとします。

2. 契約者が前項の届出を怠ったことにより当社から契約者への連絡,通知等が契約者に到達せず,又は遅延したために契約者に損害が生じた場合であっても,当社はその責任を負いません。

#### 第4条(委託)

当社は、契約者に対して提供する本サービスの全部又は一部を第三者に委託することが できるものとします。

#### 第5条(利用料金)

契約者は、別紙の定めに従い、利用する本サービスの区分に応じた本サービスの利用料金を当 社に支払うものとします。

#### 第6条(禁止事項)

契約者は、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 本約款に違反する行為
- (2) 当社又は他の契約者の権利又は利益を侵害する行為
- (3) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はその恐れのある行為
- (4) 法令又は条例等に違反する行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する恐れのある情報を当社に提供する行為
- (6) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はその恐れのあ る行為
- (7) 当社に対して虚偽の届出をする行為
- (8) 登録証、ID 又はパスワードの第三者への譲渡又は貸与
- (9) 他の契約者の ID 及びパスワードを使用して本サービスにかかるウェブサイトにア クセスする行為その他第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) 当社のシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、位置情報 の改ざん、故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用してのチート行為、 コンピューターウィルスの頒布その他本サービスの正常な運営を妨げる行為又はその 恐れのある行為
- (11)マクロ及び操作を自動化する機能やツール等を使用する行為
- (12) 犯罪収益に関する行為、テロ資金供与に関する行為又はその疑いがある行為
- (13) 当社による本サービスの提供を妨害する行為
- (14) その他当社が不適当と判断する行為
- (15) 自ら又は第三者を利用した次の行為
- ア 暴力的な要求行為

- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- オ その他前各号に準ずる行為

# 第7条(本サービスの一時停止)

- 1. 当社は、本サービスの稼働状態を良好に保つため、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止して保守点検を行うことができるものとします。
- 2. 前項の場合、当社は、契約者に対し、事前に本サービスの提供を一時停止する旨及びその期間を通知するものとします。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではありません。
- 3. 本条に基づく本サービスの一時停止により契約者に生じた損害については、当社はその 責任を負いません。

### 第8条(保証・免責)

- 1. 本サービスが、契約者の売上及びブランディングの向上等の目的に適合することについて、当社は一切の保証を行いません。また、本サービスに中断、中止等の障害が生じないことを当社は保証しません。
- 2. 契約者は本サービスを利用するにあたり、当社に提供する情報に関して、自らが収集、 提供することについて法令上必要な措置を講じていること(個人情報保護に関する各種法 律の要求を満たしたプライバシーポリシーの公表等を含みかつこれに限りません)、及び当 社又は第三者の権利を侵害するものでないことを保証しなければなりません。
- 3. 契約者が登録情報の更新を行わなかったこと、及び本サービスに必要な個人情報の利用にかかわる同意を取得できないことにより損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負いません。
- 4. 契約者は、適用される各種法令を遵守して本サービスをご利用ください。契約者が本サービスの利用により日本又は外国の法令に抵触した場合でも、当社は一切の責任を負いません。
- 5. 不正アクセス等により情報を盗取され契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。
- 6. 地震、洪水、津波、火災、戦争、暴動、停電、感染症の流行、その他天変地異による不可抗力により、本契約の全部又は一部に不履行が生じた場合、当社は一切の責任を持ちません。 7. 本サービスの利用に関し、契約者が第三者とトラブルになった場合でも、当社は一切の
- 責任を負わず、契約者は自らの費用と負担において解決します。

## 第9条(本サービスの利用の禁止及び利用契約の解除)

1契約者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、何らの催告を要することなく 直ちに契約者による本サービスの利用を禁止し、又は本サービスの利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、当社の契約者に対する損害賠償の請求を 妨げないこととします。

- (1) 本約款に違反する行為をしたとき (第3号に掲げる場合を除く)
- (2) 第2条第3項各号に該当したとき
- (3) 第5条に規定する利用料金の支払を1か月分以上怠ったとき
- (4) 営業停止又は営業の免許、許可等の取消処分を受けたとき
- (5) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
- (6) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 破産手続開始,民事再生手続開始,会社更生手続開始,特別清算開始の申立てを受け,又は 自ら申立てを行ったとき
- (8) 解散したとき
- (9) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本約款及び本サービスの利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

2前項に規定する場合、契約者が当社に対して負担する一切の債務についてその期限の利益を喪失するものとします。

#### 第10条(契約者による解約)

契約者は、1か月前までに当社所定の解約申込書を当社に提出する方法その他の当社所 定の方法により、本サービスの利用契約を解約することができます。

#### 第11条(本サービスの終了)

当社は、本サービスの提供を終了することがあります。この場合、当社は、事前に契約者 へ通知するものとします。

# 第12条(当社の損害賠償責任)

当社は、故意又は重大な過失がある場合を除き、本サービスの利用に起因又は関連して契約者が被った損害を賠償する責任を負いません。なお、当社が損害を賠償する場合は、契約者に損害が発生した月に係る利用料の1ヶ月分相当額を上限とします。

# 第13条 (契約者の損害賠償責任)

契約者は、その責めに帰すべき事由により本サービスの利用に起因又は関連して当社又は他の契約者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

#### 第14条(秘密保持)

- 1. 当社及び契約者は、本サービスの提供に関して知り得た相手方の秘密情報(本サービスに関するノウハウ、当社のシステムに関する情報、技術上又は営業上の一切の秘密情報を含みます。)を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者(当社の役職員及び関連会社及び委託先を除きます。)に開示、提供及び漏洩しないものとします。
- 2.次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
- (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
- (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
- (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
- 3. 当社および契約者は、法令の定め又は裁判所の命令に基づき秘密情報の開示を要請された場合、必要最小限の範囲で当該秘密情報を開示することができます。
- 4. 当社および契約者は、相手方の指示があった場合又は本契約が終了した場合は、相手方の指示に従い速やかに秘密情報を、原状に回復した上で返却又は廃棄し、以後使用しないものとします。
- 5. 当社は、本サービスを提供する目的のために、契約者の秘密情報を利用することができます。

#### 第15条(知的財産権)

- 1. 本サービスの提供に関して契約者に提供するプログラム、ソフトウェア、サービス、文書、商標、その他著作物に関する所有権、特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権用その他一切の知的所有権は当社又は正当な権利を保有する第三者に帰属し、契約者は当該権利者の許諾する範囲でこれを使用することができます。
- 2. 契約者は当社に提供したデータや情報について、本サービスの目的の範囲内で当社が利用することを許諾します。
- 3. 契約者は当社から提供する全ての情報やコンテンツを、事前に当社の許諾を得た場合を除き第三者に漏洩し、又は複製、転載、公衆送信、改変することはできません。
- 4. 契約者は本条各項の規定に違反して問題が発生した場合、自らの費用と責任で当該問題を解決するとともに、当社に負担または損害を与えないように適切な措置を講じなければなりません。
- 5. 契約者は、当社が提供するものうち、著作物となりえる情報提供の全部または一部について、当社および正当な権利を有する第三者に対し著作者人格権を行使しません。

# 第16条 (譲渡禁止)

契約者は、本約款及び本サービスの利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができません。

#### 第17条 (通知)

当社から契約者への通知は、契約者が本サービスの利用契約の申込時に当社に届け出た 電子メールアドレスその他の連絡先に宛てて発し、その通知が通常到達すべきであった時 に到達したものとみなします。

#### 第18条(準拠法)

本約款は、日本法に基づき解釈されるものとします。

# 第19条(合意管轄裁判所)

本約款及び本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属 的合意管轄裁判所とします。

#### 第20条(本約款の変更)

当社は、本約款を変更することができます。本約款を変更する場合、当社は、当社のウェブサイトにて本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を告知します。

2025年1月24日 制定

2025年4月1日 改定